

申請手続き方法



0 三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付事前相談について

除却工事及び建替工事(除却工事を含む工事。以下同じ)の補助金交付申請を行う前に、ブロック塀等が補助対象であるかの事前相談をして下さい。

(※事前相談は、本申請ではありません。別途、申請手続きをして下さい。)

0. 1 事前相談に必要な書類(提出部数:1通)

- 三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付事前相談書 (事務処理要領様式1号)

＜添付書類＞

- (1)敷地が確認できる位置図(フリーハンドでも可。)
- (2)当該ブロック塀等の配置図(フリーハンドでも可。)又は写真

1 三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請について

除却工事及び建替工事の補助金交付申請者は、工事着手する前に必ず申請を行ってください。(※添付書類を揃えてから手続きをお願いします。)

1. 1 申請に必要な書類(提出部数:正副計2通)

- 三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書 (要綱様式1号)

※記入例に注意点を記載していますので、必ずご確認ください。

＜添付書類＞

- (1)安全性に係るチェックリスト、又は耐震診断等の結果
- (2)除却する補助対象ブロック塀等の位置図、配置図及び立面図(除却部分を表示すること)
- (3)除却する補助対象ブロック塀等の写真
- (4)補助対象ブロック塀等の除却後、軽量フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書
- (5)補助対象ブロック塀等の除却又は建替に係る工事費の見積書であって、工事費の内訳が確認できるもの(自由様式。ただし工務店等の押印のあるもの)
- (6)補助対象ブロック塀等の敷地の土地又は建物の所有者以外の者が申請する場合、当該所有者の承認書

(7)除却しようとするブロック塀等の敷地の土地及び建物の所有が確認できるもの
(登記事項証明書等) (*注1)

(8)補助申請を行うものの市税納税証明書 (*注1)

(*注1)・申請書第2面下段の個人情報目的外利用同意欄に同意した場合は、添付書類(8)(9)の提出が不要です。
・(7)(8)の証明書等を添付する場合、正には原本を添付して下さい。

1. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。
既に工事着手したものや完了したものについては、申請ができませんのでご注意ください。

問合せ先
〒723-8601
三原市港町三丁目5番1号
三原市都市部建築指導課建築指導係
TEL:(0848)67-6122(直通)
FAX:(0848)64-6057

1. 3 申請後の流れ

- (1) 申請された内容を審査し、補助金の交付を決定したときは「三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、除却工事及び建替工事の施工に着手してください。
- (2) 補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。
除却工事または建替工事が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

2 工事業者との契約について

市役所から補助金交付決定通知書が発行された後、工事に着手する前に工事業者との契約を交わして下さい。

工事完了実績報告書を提出するときに、契約書の写し又は注文書・請書の写しを市役所に提出していただく必要があります。

3 計画の変更をする場合について

除却工事または建替工事に係る内容に変更が生じた場合は、変更に係る工事に着手する前に必ず変更承認申請を行ってください。

3. 1 申請に必要な書類(提出部数:正副計2通)

●三原市ブロック塀等安全確保事業変更承認申請書 (要綱様式第4号)

＜添付書類＞

- ・当初申請した関係書類のうち, 変更にあたり修正する書類

3. 2 申請の方法

必要書類を作成の上, 三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

3. 3 申請後の流れ

申請された内容を審査し, 計画の変更を承認したときは「三原市ブロック塀等安全確保事業変更承認通知書」を交付いたしますので, この通知書を受理してから, 除却工事または建替工事の施行に着手して下さい。

4 事業の中止について

事情により事業を中止する場合は, 中止承認申請を行ってください。

4. 1 申請に必要な書類(提出部数:1通)

●三原市ブロック塀等安全確保事業中止承認申請書(要綱様式第4号)

4. 2 申請の方法

必要書類を作成の上, 三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

5 工事完了実績報告について

工事が完了したらすみやかに完了実績報告書を提出してください。

5. 1 報告に必要な書類(提出部数:正副計2通)

●三原市ブロック塀等安全確保事業実績報告書 (要綱様式第6号)

＜添付書類＞

(1) 除却工事及び建替工事の作業前・作業中・作業後の工事写真

・当該除却工事及び建替工事の内容が確認できるもので, 工事の全ての対象箇所

の写真を添付してください。

(2) 除却工事及び建替工事に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し

(3) 契約書の写し又は注文書・請書の写し(工事業者と交わしたもの。契約日又は注文日・請日は, 三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書が交付された日以降かつ工事に着手する日以前の日付となります。)

5. 2 報告の方法

必要書類を作成の上, 当該事業完了後30日以内かつ交付決定を受けた日の属

する会計年度の2月末までに三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。また、除却工事及び建替工事が計画どおり適正に行われていることを確認するために、工事の完了時に検査を行います。なお、検査日時については、係担当者と調整してください。

5.3 報告後の流れ

- (1) 報告された内容を審査し、要綱等に適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは「三原市ブロック塀等安全確保事業補助金額確定通知書」を交付いたします。
- (2) 現地検査等の結果、補正の指示があり、所要の補正が完了したときは、補正箇所の補正前及び補正後の写真等、補正内容が確認できるものを添付して報告してください。

6 補助金の請求について

補助金確定通知書の交付後、補助金交付請求書を提出してください。

6.1 請求に必要な書類(提出部数:1通)

●三原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付請求書(要綱様式第8号)

6.2 請求の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

6.3 請求後の流れ

所要の事務処理後、一月以内に指定の口座に補助金が振り込まれます。

